

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	精神保健推進事業補助金			補助金番号	C1-14	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課					
根拠名称 (交付規則以外)	決裁					
交付の目的	精神保健にかかる市民の理解と精神障害者福祉の向上を図るため、関係機関・団体と連携を図り、心の電話相談事業や啓発活動等を実施することにより、市民の精神的健康の保持と増進を図る。					
補助対象経費	・心の電話相談助成、・精神保健にかかる啓発事業、・当事者会への活動助成(5団体)、・人件費及び事務費					
補助率・補助額	全額補助					
交付先	枚方市社会福祉協議会					
開始年度	昭和48年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	11,553	11,784	3,088	3,088
決算額	11,553	10,828	3,061	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	11,553	10,828	3,061	

(件)

交付実績	1	1	1	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	「精神衛生都市宣言」と「精神保健福祉法」の趣旨を踏まえ、一般市民及び関係機関に精神保健福祉の正しい知識の普及・重要性及び心の健康保持と向上を図るものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	障害者計画の施策の基本目標に掲げる「市民啓発及び地域との交流の推進」の達成のために必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	こちらの相談電話事業等への利用状況から、ニーズが高いといえる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	精神保健にかかる市民の理解と精神障害者福祉の向上に繋がっている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	多岐に渡る事業や団体の活動支援も含まれることから適正である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	精神保健福祉の関連事業を包括的に行うため、限定している。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	予算要求時に補助金交付先が作成する事業費明細を基にヒアリングを行い、精査している。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	詳細な事業費明細により、必要経費額が明確である。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	事務事業評価制度により公表。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	精神保健福祉活動に限定した補助金交付となっている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	事業実施に伴う経費として必要である。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を選択した理由	令和3年度から、事業見直しによりゼミナール、啓発事業や心の電話相談事業などの事業を縮小し、事業費の改善を行なった。こころの電話相談などについては、現在においても需要があることから、現状のまま事業を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	障害者(児)歯科診療事業補助金		補助金番号	C1-15	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課				
根拠名称 (交付規則以外)	決裁				
交付の目的	障害者歯科診療事業を実施している枚方市歯科医師会に対し、補助金を交付することにより、同事業の円滑な運営を促すとともに、障害者(児)の歯科診療の受診を促進する。				
補助対象経費	歯科医師、歯科衛生士、事務員の人件費、材料費、保険料、研究研修費、その他必要経費				
補助率・補助額	その他				
交付先	枚方市歯科医師会				
開始年度	平成2 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	13,416	13,416	13,416	13,416
決算額	13,416	13,416	13,289	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	13,416	13,416	13,289	

(件)

交付実績	1	1	1	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	障害者(児)の歯科診療の受診機会拡大を目的としており、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	障害者計画の施策の基本目標に掲げる「生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」の達成のために必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	障害者(児)の歯科診療は、毎年一定数の実績があることから、高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	四半期毎の実績報告により、多くの障害者(児)が歯科診療を受けていることを確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	枚方市歯科医師会が実施する「障害者(児)歯科診療事業」に対する補助を行うことから、適正な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	一般の歯科医院での治療が困難な障害者(児)に対し、歯科診療事業を行うため、事業者が限られている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助上限額を設定している。また、類似の補助金等を受けている場合は、補助金額を減額している。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	枚方市障害者(児)歯科診療運営補助金交付要領を規定している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	事務事業評価制度により公表。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	「障害者(児)歯科診療」にかかる事業に限定した補助金交付となっている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	歯科診療の実施に際し、人件費等が発生するため、補助金交付が必要であると客観的に認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	一般診療では対応の困難な障害者の歯科診療を行う事業であるため、府と市からの補助金交付により運営を支援する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	社会福祉施設等施設整備費補助金			補助金番号	C1-16
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市障害者施設等整備費補助金交付要綱				
交付の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。				
補助対象経費	事業所開設や改修に係る工事費及び事務経費(設計管理費)				
補助率・補助額	定率補助				
交付先	指定障害福祉サービス・指定障害児通所支援事業所				
開始年度	平成26年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他
法令等での義務付け	あり	法令等名称	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱		

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
	H31(R1)	R2	R3	R4	
予算額	0	108,900	205,110	67,261	※繰り越した (件)
決算額	0	108,900	0		
特定財源	国庫支出金	0	72,600	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
一般財源	0	36,300	0		
交付実績	0	1	0		

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	社会福祉施設等を整備することにより施設入所者等の福祉の向上を図ることができることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	枚方市障害福祉計画および枚方市障害児福祉計画の計画目標を達成するために不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	毎年事業所より補助金交付申請のための相談がある。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	当該補助金を利用して、施設整備後、各事業所は滞りなく運営している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付している。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付している。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページにて補助制度を公表している。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に基づいた制度である。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を 選択した理由	本市が中核市となり、大阪府より権限移譲をうけた事業であるから。 また令和5年4月1日に子ども家庭庁が創設されることに伴い、厚生労働省にかかる一部の事務が移管されるため。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市グループホーム重度障害者対応改修補助金			補助金番号	C1-18	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市グループホーム重度障害者対応改修補助金交付要綱					
交付の目的	市内のグループホームにおいて、重度の障害者を受け入れるためのバリアフリー化若しくはスプリンクラーの設置を行い、又はスプリンクラーの設置が可能な物件にグループホームの移転を行う事業者に対して交付することにより、重度の障害者の地域移行を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。					
補助対象経費	バリアフリー化若しくはスプリンクラーの設置又はスプリンクラーの設置が可能な市内の物件への移転の経費のうち市長が適当と認める額					
補助率・補助額	定率補助					
交付先	交付申請を行う市内のグループホームを運営する事業者					
開始年度	平成24年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	10,800	9,600	10,800	10,800
決算額	8,391	9,300	10,500	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	8,391	9,300	10,500	

(件)

交付実績	7	8	8	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	重度の障害者の地域移行を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的としており、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	障害者計画の施策の基本目標に掲げる「障害者が安心できるまちづくり」及び「生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」の達成のために必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	安心して地域で生活できる場として、グループホームが必要不可欠な重度の障害者が多くいることから、高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	グループホームのバリアフリー化若しくはスプリンクラー設置等を促進し、重度障害者の受け入れが増えることが期待できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	障害福祉サービス事業者のグループホームバリアフリー化若しくはスプリンクラー設置等に際して補助を行うため、委託や直接執行等の概念はないことから、補助金交付がより適正な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	重度障害者の受け入れの促進を図るため、該当する事業所のみ補助を行う。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助上限額を交付要綱で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで補助事業内容について周知を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	指定障害福祉サービス事業者のグループホームのバリアフリー化若しくはスプリンクラー設置等に限定した補助金交付となっている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	グループホームの工事等には多額の費用がかかるため、法人単独で行うことは厳しいことから、補助金交付が必要であると認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	グループホームは障害者の地域生活を支える重要な社会資源であるが、利用ニーズに対して重度障害者の受け入れが進まない傾向にあり、重度障害者の受け入れについて評価、補助を実施する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市グループホーム運営費補助金			補助金番号	C1-19	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市グループホーム運営費補助金交付要綱					
交付の目的	グループホーム(共同生活援助を行う住居)において、生活支援員が住居に常駐し、又は巡回することにより行う日常生活上の援助を行った事業者に対し、一定の基準を用いて補助することにより、利用者の処遇向上及び運営の安定化を図る。					
補助対象経費	生活支援員が住居に常駐し、又は巡回することにより行う日常生活上の援助を行った場合、利用者の障害程度に応じて補助金(日額)を支給。事業所から提出される実績報告書に基づき、補助金額を算定。					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	市内のグループホームを運営する事業者					
開始年度	平成19年度	終期年度	令和6年度	サンセット期日	年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	33,660	36,903	35,410	33,787
決算額	28,758	30,228	30,981	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	28,758	30,228	30,981	

(件)

交付実績	19	25	25	
------	----	----	----	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。		令和6年度が終期で、3年以内に終了予定の補助金のため、以下記載なし。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。		
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)		
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)		
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。		

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。		
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。		
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)		
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)		

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。		
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。		

4. 補助金の今後の方向性

方向性	廃止
上記方向性を 選択した理由	グループホーム事業所の参入は一定見られるものの、開設後定員を満たせないといった事例が発生していることなどが、重度障害者の受け入れに係る課題と考えられ、現状のままでは課題の解決ができないため、当該事業を廃止する。
対応完了・廃止予定時期	令和6年度

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	基準該当障害福祉サービス(生活介護・自立訓練)運営補助金		補助金番号	C1-20	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市基準該当障害福祉サービス(生活介護・自立訓練)運営補助金交付要綱				
交付の目的	基準該当障害福祉サービス(生活介護・自立訓練)を実施する事業所に対し、市単費の加算を行うことで、運営の安定を図るとともに、障害者の施設通所による入浴等の機会の確保を図る。				
補助対象経費	基準該当障害福祉サービス事業所が、基準該当障害福祉サービス(生活介護・自立訓練)を実施した場合、利用者の障害程度に応じて補助金(日額)を支給。				
補助率・補助額	定額補助				
交付先	市内の基準該当障害福祉サービス運営事業者				
開始年度	平成19年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	11,700	10,420	10,178	9,982
決算額	9,618	8,778	8,730	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	9,618	8,778	8,730	

(件)

交付実績	12	12	12	
------	----	----	----	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	基準該当障害福祉サービス(生活介護・自立訓練)を実施する事業所に対し、市単費の加算を行うことで、運営の安定を図ることを目的としており、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	生活介護及び自立訓練を行う者に対して交付することにより、本市の支給決定に係る生活介護及び自立訓練を受ける者の処遇の向上を図り、福祉の増進に寄与することの達成のために必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	安心して地域で生活できる場として、基準該当福祉サービスが必要不可欠な障害者が多くいることから、高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	基準該当福祉サービスを利用される障害者が増えていることから、当該補助金による効果を確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	障害福祉サービス事業者の生活介護及び自立訓練に際して補助を行うため、委託や直接執行等の概念はないことから、補助金交付がより適正な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する指定障害福祉サービス事業者を補助金の交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助金額について交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	補助制度についてホームページで公表。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	生活介護及び自立訓練を行う、基準該当障害福祉サービス事業者に限定した補助金交付となっている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	基準該当福祉サービスの利用者には負担がかかることから、補助金交付が必要であると認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	障害福祉サービスの利用が制限されることのないよう、支援を継続する。
対応完了・廃止予定時期	